

運輸審議会半年報

平成29年7月~12月

国土交通省運輸審議会

は し が き

平成29年7月から同年12月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案等の処理状況、答申書、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

運輸審議会半年報

平成29年7月～12月

I	今期の活動概要	2
II	運輸審議会審議事案等の処理状況	3
III	答申書	
1	運輸安全	
	平29第7001号 安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正について.....	4
IV	報告聴取	9
V	委員の構成等	11

I 今期の活動概要

■ 概 況

今期は、審議案件が1件あり、答申を1件（運輸安全1件）行った。

1 審議案件

○ 運輸安全

5月30日に諮問された安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正事案について、6月14日及び同月23日に運輸安全確保部会において審議を行い、その結果を踏まえて、同月29日に本審議会において更なる審議を行い、7月4日に審議の上、同月6日に改正することが適当である旨答申した。

2 その他案件

○ 過去の答申に基づくフォローアップ

7月6日に自動車局から特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の現状について、説明を聴取した。（一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について「平成27年5月26日、6月23日、7月28日、8月27日及び10月20日並びに平成28年6月16日答申」のフォローアップ）

○ 現地調査

7月18日に東京メトロ総合研究訓練センターについて、9月26日に日立物流アディダス営業所について、10月10日に東京湾海上交通センターについて、同月26日に株式会社JR東日本テクノハートTESS E Iについて、11月16日に海上保安試験研究センターについて、12月12日に東京航

空交通管制部について、それぞれ現地調査を行った。

○ 報告聴取

38件の案件について報告を聴取した。



東京メトロ総合研究訓練センター



日立物流アディダス営業所



東京湾海上交通センター



海上保安試験研究センター

II 運輸審議会審議事案等の処理状況

(平成29年7月1日から
平成29年12月31日まで)

1 事案処理状況

区 分	鉄 ・ 軌 道	自 動 車	航 空	港 湾	運 輸 安 全	そ の 他	計
答 申 事 案 件 数	0	0	0	0	1	0	1
公 聴 会 開 催 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0	0
意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0	0
部 会 審 議 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0	0
説 明 聴 取 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0	0
事 後 通 知 事 案 件 数	1	0	0	0	0	0	1

2 その他の状況

区 分	鉄 ・ 軌 道	自 動 車	航 空	港 湾	運 輸 安 全	そ の 他	計
過 去 の 答 申 に 基 づ く フ ォ ロ ー ア ッ プ 件 数	0	1	0	0	0	0	1
報 告 聴 取 件 数	4	5	4	1	1	23	38
現 地 調 査 件 数	2	0	1	0	0	3	6

Ⅲ 答申書

1 運輸安全

○国土交通省告示第 695 号（平成 29 年 7 月 19 日）

国運審第 11 号

平成 29 年 7 月 6 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正に関する諮問について

平 29 第 7001 号

平成 29 年 5 月 30 日付け国官運安第 48 号をもって諮問された本事案については、運輸安全確保部会において討議を行うとともに、当審議会に提出された資料その他によって審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

鉄道事業法第56条の2（軌道法第26条において準用する場合を含む。）、道路運送法第94条の2、貨物自動車運送事業法第60条の2、海上運送法第25条の2、内航海運業法第26条の2第1項及び航空法第134条の2の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針については、平成29年5月30日付け国官運安第48号により当審議会に諮問された案を一部修正した別紙案のとおり改正することが適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、平成18年8月に「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」を策定し、平成22年3月に改正したが、平成18年10月の運輸安全マネジメント制度の導入から10年が経過しており、この間における事業者の安全管理体制の構築・改善の状況、特に平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を契機とした一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）に対する安全確保の社会的要請や、近年の社会環境の変化等により新たなリスクが顕在化している状況等を踏まえ、上記方針の改正を行うとしている。

また、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」についても、こうした状況を踏まえ、事業者の取組を一層促進するための見直しを行うとしている。

2. 当審議会は、本事案の審議に当たり、運輸安全確保部会に付託して討議を行うとともに、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づき検討を行ったが、それらの結果は次のとおりである。

（1）安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正改正後の方針では、次のとおり基本的な考え方が提示されている。

運輸安全マネジメント制度は、運輸事業の安全性の向上に有効であり、更なる展開を図ることが必要である。また、近年の社会環境の変化等により、安全に関し考慮すべき事柄も顕在化していることから、これらを取り込んだ安全管理体制の構築を行うことが必要である。

このため、今後の運輸安全マネジメント制度については、①運輸安全マネジメント評価の対象範囲をさらに拡大すること、②中小規模事業者に対し、事業規模に応

じた安全管理体制の構築を促すこと、③自動車輸送分野において、安全管理規程の作成等の義務付けの適用除外とされている事業者が運輸安全マネジメント制度に参画することを促進するための措置を具体化すること、④自然災害、テロ等への対応に関する社会的要請についても可能な限り取り入れていくことといった対応が求められている。同時に、貸切バス事業者への安全性確保の社会的要請の高まりを受け、重点的な運輸安全マネジメント評価の実施が求められる。

その上で、今後5年間の運輸安全マネジメント評価の実施に関する視点として、①貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の重点的实施、②中小規模事業者向けのガイドラインの作成、③高齢化や輸送施設等の老朽化、自然災害、テロ、感染症等の今日的な課題や事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用や内部監査等更なる向上が必要な事項についてのガイドラインの見直し、④安全統括管理者の活動の支援、⑤運輸安全マネジメント評価体制の強化といった点に重点を置いて進めるべきであるとされている。

このように、上記方針の改正は、いずれも法律の趣旨に沿った適切なものである。

(2) 運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインの改訂

改訂後のガイドラインでは、次に掲げる考え方を踏まえて改訂している。

①今日的な課題である人材不足から生じる高齢化、輸送施設等の老朽化、自然災害、テロ、感染症等について明記する。

②多くの運輸事業者において未だ改善の余地が大きい事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用や内部監査について、円滑な取組の促進を図る参考手順等を追記する。

③引き続き、事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。

④中小規模自動車運送事業者における安全管理体制の構築・改善等の実情を踏まえ、本ガイドラインを基礎に理解しやすさに留意した「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を本ガイドライン付属書として添付する。

⑤平成22年3月の改訂において本ガイドラインの付属書とした取組事例集は、本ガイドラインの付属書とはせず、適時適切に事例の収集・更新・公表を行う。

また、運輸安全確保部会での討議の結果、ガイドラインの位置付けと適合しない記載事項等を修正すべきであるとされたが、これらの修正はいずれも妥当なものであると認められる。

このように、上記ガイドラインの改訂は、いずれも法律の趣旨に沿った適切なものである。

3. 以上のことから、本事案については、諮問案を一部修正した案のとおり改正することが適当であると認められる。

(別添参考資料：平成29年6月23日付け運輸安全確保部会報告書)

要 望 事 項

国土交通大臣は、情報通信技術が急速に発展する社会環境に鑑み、中小事業者であっても事故及びヒヤリ・ハット事象の発生箇所に関する地理情報等をデジタル化できるような仕組みの構築をはじめとして、行政、事業者、学界等各界における情報、知見の共有化と相互利活用に向けた環境整備を着実に推進していただきたい。

IV 報告聴取

年月日	事 案 の 内 容	説 明 部 局
7月11日	平成28年度国土交通白書について	総 合 政 策 局
7月13日	プレジャーボートの安全運航のために	運 輸 安 全 委 員 会 事 務 局
7月20日	平成29年版交通政策白書について	総 合 政 策 局
7月25日	本邦主要航空会社の平成28年度決算概要等について	航 空 局
7月27日	気象業務はいま2017について	気 象 庁
8月1日	平成29年版交通安全白書について	総 合 政 策 局
3月3日	J R 7社の平成28年度決算概要等について	鉄 道 局
8月17日	鉄軌道輸送の安全に関わる情報（平成28年度）について	鉄 道 局
8月22日	海事レポートについて	海 事 局
8月24日	航空輸送の安全にかかわる情報（平成28年度分）について	航 空 局
8月29日	内航未来創造プランについて	海 事 局
8月31日	新たな総合物流施策大綱について	総 合 政 策 局
9月5日	空港別収支とコンセッション	航 空 局
9月7日	地域公共交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会の提言について	総 合 政 策 局
9月12日	事業用自動車総合安全プラン2020	自 動 車 局
9月14日	運輸分野における個人の財・サービスの仲介ビジネスに係る欧米諸国の動向	国 土 交 通 政 策 研 究 所
9月19日	海上保安庁の業務	海 上 保 安 庁
9月21日	昨年の外国人訪問客の消費動向と宿泊動向	観 光 庁
9月28日	アメリカ航空産業の現状と今後の展望	大 臣 官 房
10月3日	国土交通省の概算要求の概要	大 臣 官 房
10月5日	交通統計について	総 合 政 策 局
10月12日	地域公共交通優良団体の大臣表彰について	総 合 政 策 局
10月17日	自動車損害賠償保障制度について	自 動 車 局
10月19日	大阪市の地下鉄事業について	鉄 道 局
10月24日	公共交通事故被害者支援について	総 合 政 策 局
10月31日	大手民鉄16社の決算概要等について	鉄 道 局
11月2日	住宅宿泊業法 政令・省令等について	観 光 庁
11月7日	海技・振興課の業務について	海 事 局
11月9日	高齢者の移動手段の確保に関する検討会について	総 合 政 策 局

年月日	事 案 の 内 容	説 明 部 局
11月14日	国土交通省の災害対策について	大 臣 官 房
11月21日	港湾の中長期政策「PORT 2030」について	港 湾 局
11月28日	国際航空を巡る諸課題について	航 空 局
11月30日	図柄入りナンバープレートについて	自 動 車 局
12月5日	バス事業の収支の状況について	自 動 車 局
12月7日	船舶検査・測度の概要と新時代に向けた取組みについて	海 事 局
12月14日	軽自動車検査協会の概要について	軽自動車検査協会
12月19日	バスを巡る諸課題について	自 動 車 局
12月21日	てるみクラブ事案を踏まえた再発防止策について	観 光 庁

V 委員の構成等

○委員

平成29年12月31日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
会 長	原 田 尚 志
会長の職務を代理する常勤の委員	牧 満
委員(非常勤)	松 田 英 三
委員(非常勤)	河 野 康 子
委員(非常勤)	根 本 敏 則
委員(非常勤)	山 田 攝 子

○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成29年12月31日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
部 会 長	牧 満
部会長の職務を代理する委員	松 田 英 三
委員	山 田 攝 子
専 門 委 員	井 川 勇 喜 夫
専 門 委 員	稲 葉 緑
専 門 委 員	小 松 原 明 哲
専 門 委 員	酒 井 ゆ き え
専 門 委 員	佐 々 木 司
専 門 委 員	谷 口 綾 子
専 門 委 員	渡 辺 研 司

(備考)

専門委員の任命(新任)稲葉 緑 専門委員(平成29年10月3日付け)

部会長の任命(新任)牧 満 委員(平成29年10月12日付け)

○事案処理職員

平成29年12月31日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

官 職	氏 名
総合政策局次長(運輸審議会審理室長)	一 見 勝 之
総合政策局運輸審議会審理室調査官	石 崎 憲 寛
総合政策局運輸審議会審理室係員	柳 瀬 大 地

運輸審議会半年報

平成29年7月～12月